

アゾレス自治区議会

自治区議会令 2012年11月5日 No.20/2012/A

科学的目的でのアゾレス自治区の自然資源の取得及び利用の法令を発展させる規則

自治区議会令 2012年3月20日 No.9/2012/A（以下「議会令 No.9/2012」）によりアゾレス自治区の自然資源の科学的目的での取得及び利用についての法令が定められた。

当該法令により科学的目的での自然資源の試料の取得は事前の情報に基づく合意を得て行われるものであることが明確になり、そのため、目的となる自然資源の性質や所在地に鑑み、それが指定区域にある場合、あるいは保護種又は生息域のリストに入っている場合、あるいは特有の法律によって規定される場合には、常にライセンス又は認可を得るための行政手続きを経る必要がある。

この決定は、ポルトガルが2011年9月20日に署名し前述の自治区議会令によって地域法に反映させた「遺伝資源の取得とその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関する規則を定めた名古屋議定書で承認された原則と仕組みに則して行われたものである。

このため、議会令 No.9/2012 では科学的目的での自然資源の試料の取得に特別な制限が設けられ、事前の情報に基づく合意が義務付けられ、サンプリング又は取得された自然資源の試料の移転の仕組みが決定され、その利益の公正かつ衡平な配分の原則が認められ、また、全ての規制的事項は独自の規則や法律によって規定されることとなった。すなわち、当該自治区議会令は、その中に記載されている規則は独自の法律で定められる規則によって発展させられる対象であると決定したのである。

このため、憲法第227条第1項(d)及びアゾレス自治区政治行政基本法第89条第1項(b)、並びに議会令 No.9/2012 第31条の規定を考慮し、自治区政府は次のように定める。

第1章

自然資源の取得

原文タイトル：

Desenvolve e regulamenta o regime jurídico do acesso e utilização de recursos naturais da Região Autónoma dos Açores para fins científicos

原文リンク：

<https://dre.pt/application/file/191577>

（最終アクセス 平成27年7月22日）

第1条
目的と範囲

1. この法令は議会令 No.9/2012 で規定されたアゾレス自治区の自然資源の科学的目的での取得及び利用の法令の次項に挙げる規定を考慮し発展させるものである。
2. この法令によって規定される規則は科学的目的での自然資源の取得及び、故意のもしくは故意でないそれらのサンプリングに適用される。

第1部
取得の制度

第2条
取得

1. アゾレス自治区の公的及び私的領域内での生物資源並びに遺伝資源、及びその派生物、副産物、大気、水、鉱物、土壌を含む自然資源の科学的目的での取得はこの法律の規定で定められた事前の情報に基づく合意をもって行われる。
2. 事前の情報に基づく合意はライセンス又は行政認可によるもので、その付与は次項の規定によって規制される。

第3条
ライセンス及び行政認可

1. 取得またはサンプリングしようとする自然資源の性質または所在地により次のうちの一つの状態にある場合は常に行政ライセンスが発行される。
 - a) その自然資源が特定地域の中にある
 - b) その自然資源が保護種又は保護生息域のリストに含まれる
 - c) その自然資源にはその性質または所在地により特有の法律が適用される
2. 前項の規定の状態に該当しない場合は常に行政認可が発行される。

第2部
取得又はサンプリングの手順

第4条
事前の情報に基づく合意

1. 事前の情報に基づく合意は科学的目的での自然資源の取得又はサンプリングがこの法律で定められた規則に従って行われることを保証する行政手続を指定する。
2. 事前の情報に基づく合意は、この法律によってその内容と有効期限が規定される事前の情報に基づく合意の証明書(以下 CCPI)によって正式に登録される。

第5条

取得の申請

1. この法律で想定された例外を除き、科学的目的での自然資源の試料の採取は、それに関する事前の書面での申請を、取得またはサンプリングしようとする自然資源の性質又は所在地によって管轄の決められた自治区政府の担当部署、又は政府の科学技術関係の管轄部署に提出しなければならない。
2. 前項に言及された申請はこの法律で想定された電子媒体で直接提出しなければならない。
3. 第1項に言及された申請は、試料の採取を始める日の少なくとも45日前に提出しなければならない。
4. 例外的に、意思に反し予想不可能な状況であることが適切に正当化できる場合には、自然資源の取得及びサンプリングを正式な申請なしに実施することができる。

第6条

申請の手続きのための必要事項

1. 取得またはサンプリングしようとする自然資源の性質又は所在地により定められた他の適用できる現行の特有の法律の形式がなければ、前項に言及された申請には以下の事項が含まれていなければならない。
 - a) 申請者の身元及びその住所
 - b) 申請又は対象物の説明、明確で詳細な文言で取得しようとする自然資源の種類を特定する
 - c) 研究プロジェクトに自然資源の試料の取得が必要な理由、並びに研究チーム及び参加機関の性格
 - d) 申請者が参加する一つ又は複数の研究開発プロジェクト (R&D) に開発の意図があること又は試料の研究に貢献すること
 - e) 試料の採取の手法、開始予定日及び予定期間

- f) 地理的位置の説明(できる限り場所を特定する)
 - g) 採取する試料の予定数及び大きさ、重さ及び物理的な大きさの正当性の説明
 - h) 該当する場合は、採取する試料の学名又はそれに類するもの
 - i) 採取したのち試料をどうするかの詳細(特にどんな目的で使用するか)
 - j) 試料の採取後、移動させる意思があるかの確認
2. 二種以上の自然資源を同時に採取する場合、申請書は一点のみ提出する。この場合、この法律で想定された制度の記載事項を考慮するものとする。

第7条

予備審査及び申請の手続き

1. 前条までに言及された申請書が提出されると、第3条に示された基準に則り、当該申請書が行政ライセンスの対象か行政認可の対象かを決定するための予備審査が実施される。
2. 申請書が第3条第1項で想定された状況に該当するときは常に、申請の手続きは取得又はサンプリングする自然資源の性質又は所在地により決まる自治区政府の管轄の部署によって行われ、この法律に記載された記載事項を含む行政ライセンスが発行される。
3. それ以外の全ての場合は申請の手続きは自治区政府の科学技術を管轄する部署により行われ、行政認可が発行される。

第8条

行政ライセンス

1. 例外を除き、行政ライセンスの発行は取得又はサンプリングする自然資源の性質又は所在地により適用できる特有の法律の規定を鑑み、この法律の科学的目的に関する事項の規定を遵守する。
2. 前項に言及されたライセンスの発行の手続きには自治区政府の科学技術を管轄する部署で申請書提出後10営業日以内の諮問期間が想定される。
3. 前項の言及について、自治区政府の科学技術を管轄する部署は申請がなされてから10営業日以内に申請の科学的目的関連の事項に関する見解を発表する。
4. 前項までの規定で行われた申請により科学的目的関連の事項があると認められる場合は常に、第3条第1項で想定された自然資源の取得又はサンプリングのための

行政ライセンスの有効期限は、自治区政府の科学技術を管轄する部署で行われる事前の情報に基づく合意の承認の手続きによって決められる。

5. 前項に言及された承認は事前の情報に基づく合意を確認し、この法律で想定された CCPI を発行し、更に第 6 条の規定の遵守を求めるものである。
6. 前項までに言及されたライセンスは CCPI に添付されその一部を成すものとなる。

第 9 条 行政認可

例外を除き、第 3 条第 2 項に言及された行政認可の発行は自治区政府の科学技術を管轄する部署への第 5 条及び第 6 条に言及された申請の提出により行われる。

第 10 条 認可申請の手続き

1. 申請提出日から 8 営業日の間、第 6 条で申請書に求められている記載事項に記入漏れがある場合、その書き直しを求めることがある。
2. 前項の状況で、申請者が 10 営業日の間に訂正又は補完ができない場合、予備審査差し戻しとなりその後の手続きは保留となる。
3. 科学的目的でのサンプリングの申請提出日又はそれが訂正又は補完された日から 10 営業日の間、その手続きの記載事項について検討がなされ、それが法令又は適用できる規則に明らかに反しているときは自治区政府の科学技術を管轄する部署の最高責任者が予備審査差し戻しを宣告する。
4. 予備審査差し戻しがなかった場合並びに申請書の訂正又は補完の要請がなかった場合は申請が手続きがしかるべく進められていると判断される。

第 11 条 認可申請の評価

1. 申請の技術的及び法的審査では、自治区政府の科学技術を管轄する部署の最高責任者は自治区政府の科学技術を管轄する部署外の機関や組織に助言を求めることができる。
2. 助言を求められた機関や組織は 20 営業日以内に拘束力のない見解を発表する。

3. 前項までの規定により行われた助言は利害関係者に通知され、以降の手続き期間を一時停止する。

第 12 条

認可申請の決定

1. 申請の技術的及び法的審査の終了後、自治区政府の科学技術を管轄する部署の最高責任者はこれについての決定を宣告する。
2. 認可の決定の場合には CCPI が即座に発行される。
3. 申請の却下の場合には行政手続法の規定により利害関係者への事前公聴会が開かれる。

第 13 条

事前の情報に基づく合意の証明書 (CCPI)

1. CCPI は以下を証明する
 - a) 科学的目的での自然資源の取得又はサンプリングのため付与される行政ライセンスはこの法律の規定を遵守すること、及び
 - b) 行政認可はこの法律の規定により付与されること
2. CCPI の発行は自治区政府の科学技術を管轄する部署の責任で行われる。
3. CCPI の発行は、行政ライセンスの場合には第 8 条の規定で、また行政認可の場合には前条第 2 項に規定された認可の決定に繋がる第 9 条並びに第 11 条で言及された手続きに従い行われる。
4. CCPI は次のものを含む
 - a) 第 6 条に言及された申請に含まれる記載事項の完全な再現
 - b) この法律の本条第 6 項の規定により当該名義者には試料又はその一部の複製の寄託又は送付の義務が課せられることがあるという記述
 - c) 当該名義者にはアゾレス自治区との契約による協力の仕組みが課せられることがあるという記述
 - d) 当該名義者には第 26 条による利益の公正かつ衡平な配分の契約を結ぶ義務が課せられることがあるという記述
 - e) 当該名義者には移転の手続き及び第 22 条に定められた場合を除き試料又はその一部の第三者による利用を許さない義務が課せられるという記述

5. CCPI は、その中に他の有効期限が記載されている場合を除き、試料の採取の必要性を正当化する調査プロジェクトの予定期間に対応する最大有効期限を持つ。
6. 試料又はその一部の複製の寄託又は送付は CCPI の名義者によってこれの発行を行った機関に宛てて決められた期間と場所で行われなければならない。
7. 第 4 項 c) に言及された協力の仕組みは、その条件、規模及び性格について、CCPI の発行機関とその名義者間の第 25 条の規定による事前契約により決められる。
8. 前項に言及された契約は CCPI の発行後に行われるが、サンプリングの開始前に行われなければならない。

第 14 条 CCPI の更新

1. CCPI は以下の内容を含む申請によって更新することができる。
 - a) 申請の更新を正当化する理由
 - b) 最初に発行された CCPI の内容に、記載された期日に関する部分を除いて何の変更もないことの確認
 - c) 新たな予定期間
2. 前項に言及された申請は CCPI の発行機関に失効する 10 営業日前までに提出すること。
3. CCPI の発行機関が CCPI の更新の申請の提出から 10 営業日までに見解を出さない場合は申請された更新が自動的に行われたとみなす。
4. CCPI の発行機関が、原則的に、本条の規定の更新が適当でないとみなす場合には、この法律の第 10 条及び 12 条の規定により、申請に必要な変更がなされなければならない、この事実は申請者に提出日から 10 営業日以内に通知される。
5. 例外的に明らかに正当な理由が認められる場合は、CCPI の発行機関は第 2 項に言及された期限までに提出されなかった申請を考慮することができる。

第 15 条 試料

1. 科学的目的での自然資源のサンプリングは CCPI の所有者であり名義者である者、もしくは法的に委託されたものだけが許可される。
2. 取得した自然資源のサンプリングが確定したときは CCPI の名義者はその発行機関

に宛てて採取した自然資源を記載したリストを作成し送付する。

3. 前項に言及されたリストはサンプリング終了から 60 日以内に送付されなければならない。
4. 第 2 項に言及されたリストとともに CCPI の名義者は試料を記載したリストを送付しなければならないが、その試料には一意の識別名が与えられていなければならない。
5. 前項のリストと第 2 項に言及されたリストが一致しない場合、CCPI の名義者は第 4 項に言及されたリストに記載されていない自然資源の行方を説明しなければならない。
6. 自治区政府の科学技術を管轄する部署には前項までに言及されたリストの受領書及び一意の識別名の付与の申請書の発行が義務づけられる。

第 16 条

サンプリング実施中の変更

1. 意思に反し予測できない状況で取得が起こった場合に限り、第 5 条及び 6 条に規定された最初の申請と異なり CCPI の内容と一致しない形で自然資源の試料の採取を行うことができる。
2. 前項に言及された状況の場合には CCPI の発行機関に対し既に発行された CCPI に添付できるようにその状況で採取された試料に関する説明事項を提示しなければならない。
3. 前項に言及された説明事項は第 6 条に言及された事項に必要な変更がなされたものである。

第 3 部

採取された試料の登録、発送、移転

第 17 条

試料の登録

1. CCPI のもとで採取された自然資源の試料の登録は、自治区政府の科学技術を管轄する部署で適合証明書に記載のある一意の識別名の付与をもって実施される。
2. 一意の識別名の付与及び適合証明書の発行は自治区政府の科学技術を管轄する部署の責任になる。

第 18 条

一意の識別名

1. 一意の識別名は科学的目的で採取された自然資源の様々な試料を万国共通の形で識別する方法である。
2. 一意の識別名の付与は第 15 条の規定を遵守して行われる。
3. 一意の識別名は、申請により、採取され第 15 条第 4 項に言及されたリストに記載され対応するラベルが付けられた試料又はその一部の各々に付与される。
4. 前項の規定により一意の識別名の付与が依頼された場合、自治区政府の科学技術を管轄する部署は 5 営業日以内にそれを付与しなければならない。
5. アゾレス自治区が一意の識別名を申請されたある試料の複製を保有したいと望む場合には、前項に言及された自治区政府の科学技術を管轄する部署が申請者にそれを寄託するよう通知する。
6. 試料の複製が寄託された場合の一意の識別名の作成の方法、並びにそれらの使用についての規定及び条件は自治区政府の科学技術を管轄する部署の条例で決められる内容のものになる。
7. 第 5 条第 4 項の規定で言及された自然資源の取得又はサンプリングが確認された場合は、後にこの法律の一意の識別名の付与についての規則に従った手続きを行わせる。

第 19 条

適合証明書

1. 適合証明書は自然資源の試料又はその一部が CCPI を保有し、またこの法律の規定による一意の識別名が付与されているということを証明する文書である。
2. 適合証明書は自治区政府の科学技術を管轄する部署により、次項に規定する場合を除き、一意の識別名が付与された日から 90 営業日以内に発行される。
3. 前条第 5 項の試料又はその一部の複製の寄託に関する規定が遵守されない場合は適合証明書の発行が妨げられる。
4. 第 13 条第 4 項 c)、7 項及び 8 項で想定された協力の仕組みの契約をしない場合も、これらが適用されるときは常に適合証明書の発行が妨げられる。
5. 適合証明書には自然資源の試料の利用の一般的な規定、特に CCPI の発行に至った、

またそこに記載されている目的、項目、条件を守る義務が明記される。

6. 適合証明書はまた次の内容も含む
 - a) 第 13 条第 4 項に言及された CCPI の内容の写し
 - b) 存在する場合には、CCPI の全ての注記の写し
 - c) 存在する場合には、利益の公正かつ衡平な配分の契約の付託条項及び一般的基礎事項
 - d) CCPI に想定された科学的目的の変更があるときその状況を発行機関に通知する義務
 - e) 試料又はその一部の移転の全ての状況を発行機関に通知する義務
7. 前項の d) 及び e) に言及された事実があるときは常に適合証明書の名義者は発行機関に対しそれについての注記を求めなければならない。
8. 適合証明書はまた、採取され一意の識別名を付与された試料のリストを含む。
9. 前項に言及されたリストの記載は試料の説明と一意の識別名を対応させたものになる。

第 20 条

適合証明書の効力と更新

1. 適合証明書の有効期限は 10 年間であり、証明書の発行に至った事実及び権利環境が維持される場合には引き続き同期間の更新ができる。
2. 適合証明書の更新は発行機関に期限の 30 日前から申し込める。
3. 自治区政府の科学技術を管轄する部署が、適合証明書の更新の申請日より 10 営業日以内に宣告しない場合は、申請された条件で新たに 10 年間自動的に更新されたとみなされる。
4. 自治区政府の科学技術を管轄する部署が適合証明書の発行に至った事実及び権利環境の維持について疑義がある場合は、申請者に追加の説明を申請提出日より 10 営業日以内に求めることがある。
5. 申請者により前項に言及された追加の説明がなされたとき、自治区政府の科学技術を管轄する部署には更新の許可又は却下の決定を宣告するため 10 営業日の期間が与えられる。
6. 第 18 条第 5 項で想定された場合及び前項までの規定に則り適合証明書の更新が申請されなかった場合、その名義はアゾレス自治区に移行し、アゾレス自治区には次

項以下の規定を遵守する義務が生じる。

7. 試料の寄託が行われたとき、又は自治区政府の科学技術を管轄する部署の最高責任者の決定により、アゾレス自治区は期限が切れ更新が申請されなかった適合証明書を第三者に移譲することができる。
8. 前項に言及された適合証明書の移譲は、アゾレス自治区が寄託された試料の利用権を第三者に移譲又は許可するときその名義者が優先権を行使するための通知を受けていること前提とする。
9. 前項に言及された優先権の行使のための通知はアゾレス自治区が適合証明書の第三者への移譲の可能性又は関心を見出した日以降連続 20 日の間に行われなければならない。
10. 前項に言及された通知が行われてから連続 20 日が過ぎても期限切れの適合証明書の名義者が優先権を行使しない場合、アゾレス自治区は当該適合証明書を自由に引き渡すことができる。
11. 前項まででアゾレス自治区に与えられた権限は自治区政府の科学技術を管轄する部署に引き継がれる。
12. 例外的に明らかに正当な理由がある場合、及び試料またはその一部の寄託がない場合、適合証明書の発行機関は第 2 項に言及された期日までに提出されなかった更新の申請を考慮することができる。

第 21 条

発送及び移転

1. 自然資源の試料又はその一部の発送及び移転は第 18 条で定められた一意の識別名又は第 15 条第 6 項に言及されたその申請書の証明が添付されている場合のみ行うことができる。
2. 自然資源の試料又はその一部の発送と移転に際し前項の規定が守られていない場合、それらは押収されることになる。
3. 前項の規定で押収された自然資源の試料又はその一部の処置は自治区政府の科学技術を管轄する部署によって決められる。

第 2 章

取得された自然資源の移転

第 22 条

制度

1. 採取又は取得した自然資源の試料又はその一部の移転は、適合証明書の名義者が、他の関心を有する者がその法的地位を占め前名義者に課せられていた全ての義務を果たす義務を負うことを許可したときに実施される。
2. 前項に言及された義務は適合証明書に注記されなければならない。
3. 適合証明書の移譲の通知は名義者から発行機関への事前の書面での情報を通じて行われる。
4. 前項に言及された通知なしに適合証明書の更新はできない。
5. 本条に言及された義務は適合証明書に明示される。

第 23 条

義務

移譲された適合証明書の名義者は前名義者が課されていた全ての、特に CCPI、一意の識別名、適合証明書に関する義務並びにアゾレス自治区と移譲の対象となる適合証明書の名義者の間に交わされた契約の全ての義務を果たさなければならない。

第 3 章

利益の公正かつ衡平な配分

第 24 条

貢献

アゾレス自治区及び適合証明書の名義者は取得もしくは採取した自然資源の試料の研究から得られた科学的な成果、特に次条に言及された契約から得られた知識を提供する実施可能な仕組み及び方法に合意しなければならない。

第 25 条

協力の契約

1. 第 13 条第 4 項(c)、第 7 項及び 8 項に言及された協力の仕組みは次の項目等について含めることができる。
 - a) 知識の共有及び相互移転

- b) サンプルング活動への、特に CCPI の発行機関により推薦された研究チームの構成員の参加
 - c) 採用される手段の合理化及び自然資源の持続可能性を目指し、一つのサンプルング活動で複数の目的を追及する調整
2. 前項に言及された協力の仕組みは同意契約書の形をとる。
 3. 前項に言及された同意契約書は自治区政府の科学技術を管轄する構成組織の条例によって承認された類型に従う。

第 26 条

配分契約

1. アゾレス自治区と適合証明書の名義人との間の利益の配分は配分契約書によって行われる。
2. 配分契約書は取得もしくはサンプルングされた自然資源の利用の結果として特定された、利益配分の当事者と条件を定める法的文書であり、その条文は次項の規定を遵守して当事者間で自由に決定される。
3. 前項に言及された契約書には以下の事項等が記載されていなければならない。
 - a) 当事者の特定、そのうち一者は必ず RAA であること
 - b) 資源の詳細及び CCPI の規定に対応する分類
 - c) 付与された一意の識別名及びその適合証明書の記載事項
 - d) 事前の情報に基づく合意で決められた目的及びいかなる変更
 - e) 第 22 条により実施された又は予見される移転の詳細
 - f) この法律の付属書に言及されている、契約書で定められた当事者間での配分の対象となる利益の詳細な記述
 - g) アゾレス自治区が受け取る利益の詳細な記述及びその立場を第三者に譲ることができる条件
 - h) 契約書の有効期限
 - i) 契約の実施中の争議を軽減するための審判の規則の定義

第 4 章

監察

第 27 条

範囲及び管轄

1. この法律の規定の遵守は、区議会令 No.9/2012 の規定により行政監察の対象となる。
2. 行政監察の実施の権限は自治区政府の科学技術を管轄する部署及び取得又は採取された自然資源の性質及び所在地に応じて決定される管轄を持つ政府の部署に委ねられる。
3. 前項に言及された権限は自治区政府の決議で決められる環境その他の管轄の部署に委任することができる。

第 28 条

訴訟の手続き及び制裁の適用

行政上の違反行為プロセスの訴追及び審査の権限、並びに相応の罰金及び付随の制裁の適用の権限は、サンプリングした又は取得した自然資源の性質と所在地によって決められる自治区政府内の管轄の部署の最高責任者、もしくはそれ以外の場合には自治区政府の科学技術を管轄する部署の最高責任者が担う。

第 5 章

最終規定及び経過規定

第 29 条

疑義及び不作為

不作為及びこの法律の解釈及び適用に疑義が生じた場合、それが解釈及び欠損を補完する法的な基準の方策で解決できない場合、自治区政府の科学技術を管轄する部署の決定に委ねられる。

第 30 条

補足法令

前条項の規定を妨げることなく、この法律で定められた制度から脱漏しているものには全て自然資源の取得のために定められた法令で想定される行政手続きが補足的に適用される。

第 31 条

権限の委任

この法律で自治区政府の科学技術を管轄する部署の最高責任者に付与された全ての権限は、公共行政の現行の規定及び行政手続法で認められた委任及び再委任の権限を含む。

第 32 条

旧ライセンス

1. 科学的目的であれば、この法律の施行日前に発効された自然資源の取得のための全てのライセンスはそれに与えられた条件の下で有効である。
2. 前項の条件で与えられたライセンスの名義者が、これらとは別に、一意の識別名及び適合証明書の取得を望む場合には常に、書面での申請を通じて自治区政府の科学技術を管轄する部署に申請する必要がある。
3. 前項に言及された申請はこの法律の第 5 条、6 条、15 条、18 条及び 19 条の規定の遵守をもって行われる。

第 33 条

法律の実施に関する移行制度

この法律で想定された電子プラットフォームが使用可能になるまでの期間、手続きの処理は郵便、電子メール又はファクシミリで行うことができる。

第 34 条

効力発生

1. この法律は公布の翌日に効力を生ずる。
2. 第 18 条第 6 項及び第 25 条第 3 項の規定はそれぞれの条例の公布に依存する。

2012 年 7 月 20 日、ポンタ・デルガードにて、アゾレス自治区議会において承認。

アゾレス自治区議会議長 カルロス・マヌエル・マルティンス・ド・ヴァレ・セザル

2012 年 10 月 17 日、アングラ・ド・エロイズモにて署名

公布せよ。

共和国アゾレス自治区代表 ペドロ・マヌエル・ドス・レイス・アルヴェス・カタリ
ノ

付属書

(第 26 条第 3 項 (f) に関連して)

配分の対象となる利益の一覧

1. 金銭的な利益は次のものを含むことができるが、これらに限らない。
 - a) 利益の配分
 - b) ロイヤルティの支払
 - c) 商業化の場合におけるライセンス料
 - d) 研究及び開発資金
 - e) RAA の自然資源保護、主に生物多様性を目指す活動への資金
 - f) 関連する知的財産権の共同保有
2. 非金銭的な利益は、次のものを含むことができるが、これらに限らない。
 - a) 研究及び開発の成果の共有
 - b) 研究及び開発の計画、特にバイオテクノロジーの分野の研究活動における共同、協力及び貢献
 - c) 製品開発への参加
 - d) 教育及び訓練における共同、協力及び貢献
 - e) 生息域外保全の状態に保たれている自然資源及びデータベースへのアクセス
 - f) RAA への公正で最も有利な条件の下での知識及び技術、特に合意する場合には緩和されたかつ特恵的な条件での、バイオテクノロジーを含む遺伝資源を利用する知識及び技術又は RAA の自然資源の保全及び持続可能な利用に関連する知識及び技術の移転
 - g) 技術移転のための能力の強化
 - h) 制度的能力の開発
 - i) 自然資源の取得の実施及び法規の監視をするための能力を強化するための人的資源及び物的資源
 - j) 自然資源、特に生物資源及び遺伝資源に関する訓練の共同促進
 - k) RAA の自然資源の保全及び持続可能な利用に関する、目録を含む科学的な情報へのアクセス

- l)* 地域経済への貢献
- m)* 保健、食糧安全保障その他の RAA にとって優先度の高いニーズのために行われる研究
- n)* RAA の自然資源の取得又は利用のために法的に定められた手続きの結果生じる職業上または組織上の関係並びにその後の共同活動
- o)* 食糧安全保障及び生活の質に関する利益
- p)* 社会的な認知
- q)* 関連する知的財産権の共同保有